

遊漁船等に対する安全設備等の義務化について (義務化の適用日等)

令和7年6月に開催した説明会以降の主な変更点及び説明会等が出た主な意見とその回答についてご説明します。

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ等、隔壁の水密化等を義務化。

法定無線設備

- 陸上施設との確実な連絡手段を確保する。

非常用位置等発信装置

- 遭難した際、海上保安庁による一刻も早い発見に繋げる。

救命いかだ等

- 万が一の際に乗客等が低水温の海域で水中待機をすることが極めて危険であることから、水上で救助を待つことができるようにする。

隔壁の水密化等

- 波の打ち込みや損傷により船内に海水が浸入した際、浸水の拡大による沈没を防ぐ。

今後、遊漁船への、法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ等、隔壁の水密化等の義務化に関する規則改正の手続きを進める予定。

法定無線設備

- 令和8年10月1日以降最初に迎える中間検査または定期検査までに搭載

非常用位置等発信装置

- 令和8年10月1日以降最初に迎える定期検査までに搭載

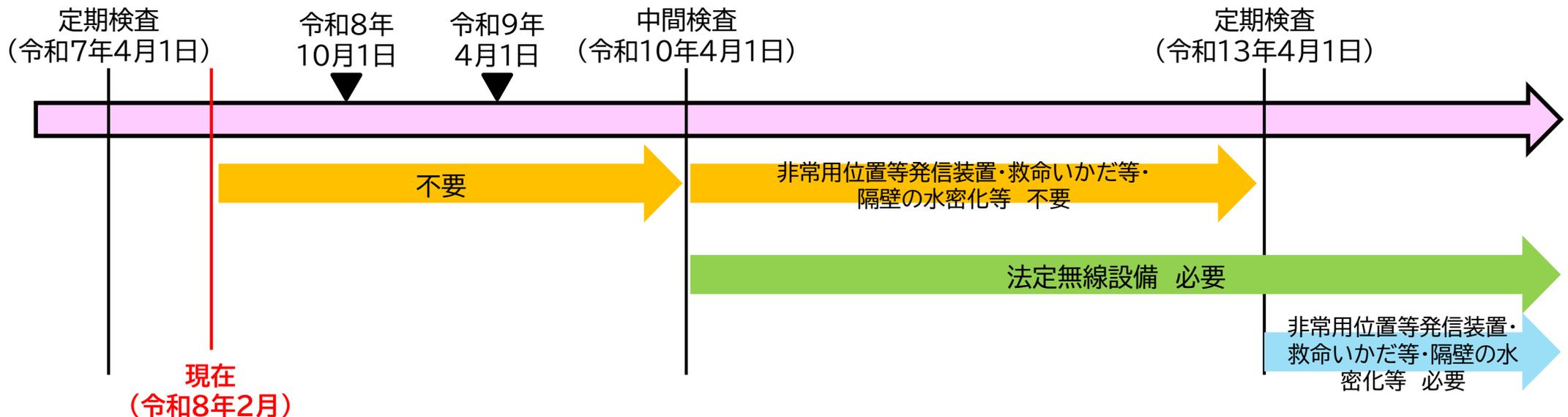
救命いかだ等

- 令和8年10月1日以降最初に迎える定期検査までに搭載
(「救命いかだ等を搭載を要しない方法」を実施する場合、この日まで実施)

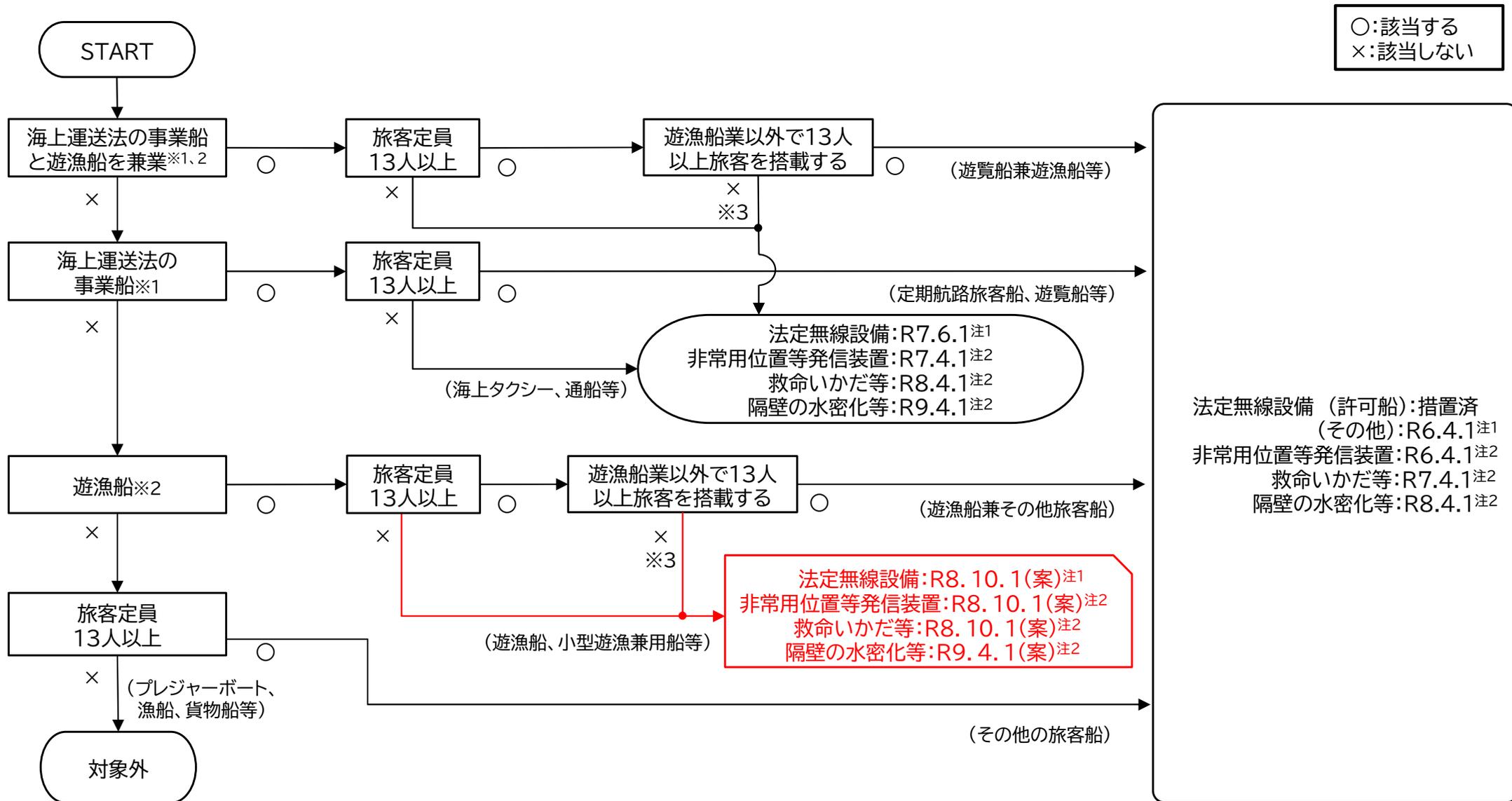
隔壁の水密化等

- 令和9年4月1日以降最初に迎える定期検査までに搭載

例 旅客定員12人以下の遊漁船(総トン数20トン未満)の場合



(参考)義務化の適用日に関するフロー図



※1 海上運送法の「旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶」
(許可・登録(届出))
※2 遊漁船業の適正化に関する法律の「遊漁船」

※3 遊漁船業以外で13人以上旅客を搭載することを禁止する。
注1:現存船は、記載された日以降最初の間中検査または定期検査までに搭載。
注2:現存船は、記載された日以降最初の定期検査までに搭載。

法定無線設備

問 国際VHF無線機のハンディタイプ(出力5W)の製品は、法定無線設備として認められるのか。

(答) 航行区域が2時間限定沿海区域又は平水区域であって、海岸局の通信エリア範囲内であり、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことが出来る場合には、**法定無線設備として使用することが可能**です。

なお、法定無線設備として使用するにあたって、電波法に基づく無線局免許等の手続きが必要です。

問 プリペイド式の衛星電話は、法定無線設備として認められるのか。

(答) **プリペイド方式の衛星電話も法定無線設備として認められます**。ただし、運航中、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うために必要となるプリペイドの残高と有効期間が切れていないことを船舶所有者の責任において管理することに注意してください。

問 スターリンク等の低軌道衛星を利用して通信できる携帯電話は、法定無線設備として認められるのか。

(答) 今年4月、一部の通信キャリアが低軌道衛星と携帯電話との直接通信によるテキスト通信サービスを提供開始したと承知しています。しかしながら、本通信サービスは、現時点において、文字情報を送受信する手段であり、**無線電話のような音声通信ができない**ことから、**法定無線設備として認められません**。

なお、今後の技術の進展に伴い、**衛星電話と同等の安全設備と評価できる場合は見直しを検討してまいります**。

救命いかだ等

問 船舶検査証書において、水温が高く救命いかだ等の搭載が不要な時期は最大とう載人員(旅客定員+船員)13人、水温が低く救命いかだ等の搭載が必要な時期は最大とう載人員8人とした場合、何人用の救命いかだ等を搭載すればよいか。

(答) 救命いかだ等の搭載が必要な時期の最大とう載人員が収容できる救命いかだ等を搭載いただくこととなります。ご質問のケースの場合、**8人用の救命いかだ等を搭載**いただくこととなります。

問 魚種に応じて伴走船を変更することは可能か。

(答) **魚種等に応じて、伴走船を変更することは可能**です。

例えば、以下のケースの場合、自船は、**船舶A・船舶B、船舶C、船舶X、船舶Y、船舶Z、船舶①、船舶②、船舶③**を、伴走船として船舶検査時に申告いただくこととなります。

アジ釣り: 自船、**船舶A、船舶B、船舶C** タチウオ釣り: 自船、**船舶X、船舶Y、船舶Z**
 カワハギ釣り: 自船、**船舶①、船舶②、船舶③**

問 以下の船舶が同じ救助船を配備する場合、旅客定員何人以上の救助船を配備する必要があるか。

船舶名	船舶A	船舶B	船舶C
最大とう載人員	15人	8人	12人

(答) ご質問のケースの場合、**旅客定員15人以上の救助船を配備**いただくこととなります。

問 水温が低い時期は頻繁に航行しないので、複数の船舶が1つのバッグ式救命いかだ等を共同利用することは可能でしょうか。

(答) **バッグ式救命いかだ等の整備維持の適切な確保を条件に、共同利用(船舶間での移設)を可能とする予定**です。詳細は現在検討中のため、後日、国交省HPに掲載します。